

昭島市告示第259号

昭島市税賦課徴収条例（昭和29年昭島市条例第5号。以下「条例」という。）第18条の2第1項の規定により、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に定める申告、申請、請求、届出その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限（以下「納期限等」という。）を次のように延長する。

令和 8年 9月10日

昭島市長 臼井伸介



市税の納税者のうち住所又は居所の所在地（納税者が法人等である場合は、法人税に係る納税地（本店又は主たる事務所の所在地以外を納税地と指定されている場合においては、当該本店又は主たる事務所の所在地を含む。））が、次の表に掲げる地域にある者に係る納期限等で、当該市税の納期限等が令和8年7月28日以降に到来するものについては、その納期限等を別に定める期日まで延長する。

都道府県名	指定地域
熊本県	八代市 宇土市 宇城市 八代郡氷川町